新城市総合計画市民委員会設置要綱

平成20年4月1日 平成22年4月1日改定

(設置)

第1条 新城市総合計画(以下「総合計画」という。)を推進するため、新城市総合計画市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 市民委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申 するものとする。
 - (1) 総合計画の進捗に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項
- 2 市民委員会は、総合計画に掲げたまちづくりの基本理念を達成するための事業を 行うとともに、総合計画の推進に関し必要と認める事項について審議し、市長に意 見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 市民委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、市内に住所を有する者又は市内の事業所、大学に通勤、通学する者で、 以下の者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 総合計画審議会委員
 - (2) 地域審議会委員
 - (3) 公募市民

(任期及び失職)

- 第4条 委員の任期は4年以内とする。ただし、最初の委員の任期については平成2 3年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。
- 4 委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

- 第5条 市民委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、施行の日から起算して11年を経過した日にその効力を失う。